②又は事業監理業務※の実績を有する者若しくは２⑷に掲げる工事企業の競争参加資格要件②を満足する者であれば良いものとする。
※詳細は入札説明書による。
①　沖縄総合事務局における令和５・６年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けている、又は申請中であること。なお、開札の時までに、上記一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていなければならない。
②　次のいずれかの実績を有すること。ただし、国、特殊法人等※、地方公共団体※、地方公社※、公益法人※又は大規模な土木工事を行う公益民間企業※が発注した業務で、平成26年度以降公示日までに完了し、引渡済みの業務（発注者から直接請け負った者として実施した業務）又は電線共同溝ＰＦＩ事業で構成員として平成26年度以降公示日までに施設を引渡済みの事業での設計業務とする。
※詳細は入札説明書による。
㋐　道路における電線共同溝詳細設計
㋑　道路における情報ボックス詳細設計
※共同企業体の構成員としての実績は出資比率が20％以上であること。
③　次に掲げる基準を満たす管理技術者を配置できること。
㋐　管理技術者は次に掲げるいずれかの資格を有すること。
ａ　技術士（総合技術監理部門：建設―道路）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。
ｂ　技術士（建設部門：道路）で平成12年度以前に試験に合格し、技術士法による登録を行っている者。
ｃ　技術士（建設部門：道路）で平成13年度以降に試験に合格し、技術士法による登録を行っている場合には、７年以上の実務経験を有し、かつ本業務に該当する部門（技術士制度における技術部門で建設部門）に４年以上従事している者。
ｄ　国土交通省登録技術者資格（施設分野：道路―業務：計画・調査・設計）
ｅ　土木学会認定技術者（特別上級、上級、１級）
※上記ｄの国土交通省登録技術者資格とは、公共工事に関する調査及び設計等の品質に資する技術者資格登録規定（平成26年11月28日国土交通省告示1107号）第二条２項により国土交通大臣の登録を受けた資格をいう。
㋑　次のいずれかの実績を有すること。ただし、国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した業務で、平成26年度以降公示日までに完了し、引渡済みの業務又は電線共同溝ＰＦＩ事業で構成員として平成26年度以降公示日までに施設を引渡済みの事業での設計業務のうち、以下に記載する業務において１件以上（設計共同企業体の場合は、代表者について１件以上。）の実績を有する者とする。
ただし、再委託による業務及び照査技術者として従事した業務は除く。職務上従事した立場は管理（主任）技術者又は担当技術者とする。
また、上記の期間に、産前産後休業（労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第１項又は第２項の規定による休業）、育児休業（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成３年法律第76号）第２条第１号に規定する休業）及び介護休業（同条第２号に規定する休業）を取得した場合は、当該休業の期間に相当する期間に応じて実績として求める期間を延長することができるものとし、この場合においては、当該休業を取得したことを証明する書類を添付する。
ａ　道路における電線共同溝詳細設計
ｂ　道路における情報ボックス詳細設計
㋒　外国資格を有する技術者（わが国及びＷＴＯ政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はＲＣＣＭ相当との旧建設大臣認定（建設経済局建設振興課）又は国土交通大臣認定（総合政策局建設振興課又は建設市場整備課）を受けている必要がある。なお、参加表明書等の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも参加表明書等を提出することができるが、この場合、参加表明書等提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が指名されるためには競争参加資格確認結果の通知の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。
㋓　設計企業と直接的かつ恒常的な雇用関係（参加表明書等の提出期限の日以前に３ヶ月以上の雇用関係）があること。
④　上記②、③㋑の実績として挙げた業務成績評定点が60点以上であること。ただし、「地方整備局委託業務等成績評定要領」（平成14年９月５日付け国官技第142号、平成20年９月26日付け国官技第126号、平成23年３月28日付け国官技第361号、平成30年１月４日付け国官技第187号にて改正）又は「沖縄総合事務局開発建設部（営繕事業及び港湾・空港事業を除く。）委託業務等成績評定要領」に基づく業務成績以外の業務は、この限りではない。
⑷　工事企業の参加資格要件　代表企業、構成企業又は協力企業のうち、１⑸に掲げる工事業務を実施する者（以下「工事企業」という。）は、次の①から③までの要件を満たさなければならない。但し、工事業務に係る調整業務のみを実施する者はこの限りでなく、次の②の要件又は⑶に掲げる設計企業の参加資格要件②を満たせば良いものとする。
①　沖縄総合事務局における令和５・６年度一般競争参加資格のうち、「アスファルト舗装工事」に認定されている、又は申請中であること。なお、開札の時までに、上記一般競争参加資格の認定を受けていなければならない。
②　平成21年度以降に完成した、元請けとして、下記の㋐から㋒までの要件をすべて満たす工事（発注機関は問わない。）の施工実績、又は電線共同溝ＰＦＩ事業で構成員として平成21年度以降公示日までに施設を引渡済みの事業での工事企業として、下記の㋐から㋒までの要件をすべて満たす工事の施工実績（以下「同種工事の実績」という。）を有すること。（甲型共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のもの、乙型共同企業体構成員としての実績は、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事のものに限る。また、事業協同組合構成員の実績は認められない。経常建設共同企業体にあっては、いずれかの構成員が、平成21年度以降に元請けとして下記に示す同種の工事を施工した実績を有すること。）
㋐　電線共同溝又は情報ボックス若しくは電線類の地中化工事の施工実績
㋑　供用中の道路法上の道路（国道・都道府県道・市町村道のいずれか）で、交通規制を伴う工事の施工実績
㋒　上記㋐、㋑は同一工事の施工実績とする。
なお、当該実績が沖縄総合事務局開発建設部又は国土交通省の発注した工事（いずれも港湾空港関係を除く。）に係る実績である場合においては、工事成績評定点が65点未満のものは除く。
③　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できること。なお、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第３項及び建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第１項に該当する場合は、当該技術者は専任でなければならない。なお、第一次審査資料の提出時に配置予定技術者の候補者を特定できない場合は、複数の候補者とすることができるが、下記の基準を満たすことが確認できない候補者がいた場合は、その候補者以外の者を配置予定技術者とすることで競争参加資格を認めるものとする。
㋐　主任技術者は１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次のものをいう。
・　１級建設機械施工管理技士（旧１級建設機械施工技士）の資格を有する者